

(別冊 2)

案件形成等調査事業関連資料 2

2013年8月2日

平成23年度、24年度（2011年度、2012年度）の案件形成等事業に対する 環境社会配慮レビュー

総務部・環境社会配慮審査役
作本 直行

I. 全体レビュー

- ・環境社会配慮に関する各調査報告書第4章の記述は、質的、内容的に向上しつつあるとはいえ、なおも改善の余地がある。本事業における環境社会配慮は、案件の発掘形成という極めて初期の段階で実施されているものにすぎないが、諮問委員会から提出される意見書がこの環境社会配慮の実施に大きく貢献しているといえよう。
- ・委託契約の方式が変更されて以来、ジェトロのガイドラインを参照しない傾向が強まってきており、この状態を改善すべきだとの意見が強まっている。2013年3月に提出された意見書（平成23年度意見書II.1.1）は、ジェトロGLについて、「改訂作業の中で十分議論をし、場合によっては経済産業省にも理解を求めた上で、より実効性のあるガイドラインとしていく必要がある」と指摘する。

これは、同意見書のまとめ部分においても繰り返されている。「調査項目・調査実施体制・報告書の内容等の確認において、環境社会配慮ガイドライン適用の一層の徹底を求めるとともに、経済産業省及び案件を採択する委員会に伝え、案件形成調査の募集要項や案件採択、実際の調査に適切に反映されるよう働きかけることを望む」と指摘されており、諮問委員会からの強い期待であると、理解できる。
- ・対象となる調査事業には、事業の進捗度合ないしは成熟度に関する異なりが見られる。環境社会配慮の実施にあつては、対象となる事業の進捗度合ないしは成熟度に見合った調査を実施すべき点が指摘されている。2011年度の意見書において「事業の初期段階の案件発掘」といった初期設定がすべての調査にあてはまらないとの指摘を受けている。ジェトロが調査報告書の質を向上させるためには、各事業の進捗度合いをまず明らかにし、これに沿った工程管理を行うことが、必要となる。
- ・ステークホルダーからの情報収集や住民協議のあり方に関する指摘は、意見書の中で、多く見られる。これを進行中のガイドライン改定プロセスにも反映すべきだとの指摘がなされている。

II. H23年度(補正予算)・H24年度に作成された調査報告書について

- ・H24年度中に作成された報告書には、H23年度の補正予算対象事業でH24年度に持ち越された10件（円借款6件、民活4件）と、H24年度中に着手完了した15件の案件（円

借款 4 件、民活 11 件) が含まれる*(下表参照)。

- H23 年度からの補正予算に係る 10 件の報告書の内訳は、インドネシア 3 件 (ジャカルタへの ETC 導入、ジャカルタ・スマート・コミュニティー、ジャカルターバンドン高速鉄道の導入)、カンボジア 2 件 (プノンペン近郊のスマートグリッド構築、プノンペンのスマートグリッド構築)、ミャンマー 2 件 (ヤンゴン市の上下水道確保、ヤンゴン地区変電設備等のリハビリ)、マレーシア 1 件 (廃棄物発電) と、パナマ市の 3 号線事業、モロッコのリン鉱石鉄道輸送事業である。全体的には、大規模案件が多数含まれており、大きな環境社会影響が予想される事業と、影響程度がさほど大きくない事業の双方が混在する。東南アジア中心のインフラ開発事業が多く、特にミャンマーの開発が始まったことが、注目される。なお、H23 年度の事業全体から見ると、33 件中の 18 件が民活関連であり、この分野に大きな伸びを見ることができる。ジェットロとしては、民間事業者に対して、環境社会配慮をどこまで実施・指導できるかの課題がある。
- H 24 年度案件においては、15 件の事業 (円借款 4 件、民活 11 件) が含まれ、アジア地域域関連が大半を占め、民活関連事業の割合は、前年度を凌いでいる。インドネシアが最多で 5 件(シーレーンの安全監視設備、ジャカルタ MRT ルパックブルース駅前開発、第 2 ジャカルターチカンベック高速道路、東ヌサテンガラ地熱発電、ムシ川横断架橋)、フィリピンとベトナムが各 2 件 (マニラのモノレール導入、南アグンサン小水力発電、ハロンハイフォン道路・架橋、ビンズオン省産業廃棄物発電)、カンボジア(火力発電所)、タイ (バンコク・スマートコミュニティー)、ミャンマー (エーヤワデー河横断鉄道・道路改良)、モンゴル (ウランバートル新国際空港アクセス道路) が各 1 件である。他地域では、ブラジル (クリチバ市廃棄物処理)、モザンビーク(メタノール製造) の 2 件がある。カテゴリー A 案件に相当する事業が大半を占めており、環境社会配慮調査をきちんと実施すべきことが要請される。
- H24 年度の円借款関連の 4 件では、2 件がインドネシア (1 つは、インドネシア・シーレーン安全監視設備整備事業であり、30m の鉄塔と 50m² の機械棟の設置を含む事業だが、建設時の騒音・振動影響を除き、概して軽微な環境社会影響だといえよう。むしろマラッカ海峡は浅瀬で、石油タンカーの油濁や座礁事故が頻発してきたことがあり、わが国が、長年にわたり支援してきたマラッカ海峡の航行安全に関する OSPAR 事業から見ると、支援協力方法における大きな変化だといえよう。他方、もう一つの案件は、インドネシア・スマトラ島のムシ川への 2,760m の横断橋建設事業(橋梁自体は 500m)であり、水質汚染、廃棄物、住民移転、海洋生態系への影響等、多様の環境社会影響が予想される事業といえよう。

他の円借款事業として、フィリピン・マニラのモノレール導入可能性調査がある。ニノイ国際空港ターミナルから 12 km の高架鉄道でモノレール導入を検討するものだが、交通渋滞解消を目的としてはいるが、輸送改善手段として最適かどうかの点で、他の選択肢との比較に関する検討が必要であろう。もう一つの円借款事業として、ミ

ヤンマーのエーヤワデー河下流での鉄道・道路併用橋事業があるが、相当数の住民移転が予想され、影響を縮減するための代替案調査、工事中と供与後を区別した調査項目の洗い出し等が必要であろう。また、ミャンマーでは、環境アセスを含む環境法制の整備が立ち遅れ、また、ベースラインデータの不備が予想されるので、住民への補償方法や生態系保護においては、相当な配慮が必要であろう。

- ・ H24の民活事業11件の内訳は、インドネシアが最多の3件、ベトナム2件、カンボジア1件、タイ、フィリピン、モンゴルが各1件、さらに、アジア以外で、ブラジル、モザンビークの各1件がある。

インドネシアでは、注目のジャカルタ市内のMRT建設、第2ジャカルターチカンペック(新チマラヤ港と新チマラヤ・アクセス道路向け)間の高速道路建設、フローレス島での地熱発電が含まれており、いずれも大型の事業であり、環境配慮が必要な調査である。MRTでは、特に、ルパックブルース周辺で、バスターミナル・商業施設の建設が予定され、工事中の治安、騒音、交通渋滞が予想される。チカンペック高速道路では、200人規模の住民移転が予想されるとのことだが、同国の2012年法律第2号の公益土地収用法の下で、強制的な用地収用が発動される可能性もある。地熱発電では、フローレス島は、島西部は世界最大のコモドー・トカゲ国立公園で、巨大ネズミなどの固有種や貴重種の生息も確認されており、少数民族や送電線が与える影響も含めた調査が必要である。

他方、フィリピンでの流れ込み方式の小水力発電事業や、タイ・バンコクの臨空型スマートコミュニティー開発といった事業も含まれているが、これら事業で予想される環境社会影響は比較的規模が小さいといえよう。また、日本の技術力が試される国際的な事業であるともいえよう。

さらに、大きな環境影響が予想されるカンボジアの輸入炭火力発電所、ブラジル・クリチバの廃棄物処理事業、ベトナム・ビンズオン省での産業廃棄物処理・発電事業、モザンビークでの天然ガス利用のメタノール製造事業が含まれている。これらは、いずれも著しい環境社会影響を予想させる大規模事業であり、丁寧な環境社会配慮調査が必要であるといえよう。

(各年度における事業案件の合計数)

	H23年度①	H23年度② (補正予算事業)	H24年度	H25年度 (2013-8-2)
借款	9	6	4	4
民活	14	4	11	10
合計件数	23	10	15	14

III. これからの課題

- ・途上国に関わる案件が多いためか、現地事情を踏まえた基礎情報が概して不足している。環境社会配慮担当者による現地踏査は不可欠であり、これに基づいた調査実施が必要であるものの、十分に実施されていない節がある。
- ・ジェトロのガイドラインにまったく言及していない調査報告書がほとんどである。環境社会配慮に関する調査の質を向上させるためには、ジェトロによる調査の実施段階における助言の質の向上が必要であろう。
- ・民活事業の案件数増加に伴い、環境社会配慮の必要性はさらに高まっている。概して、環境社会配慮項目の洗い出しに自粛姿勢が見られるためか、項目洗い出しには消極的な報告書が多い。ベースラインデータが未整備なためもあり、調査方法における改善が必要とされている。
- ・非自発的で大規模な住民移転が生じるような場合には、基礎的な法令情報、補償方法、RAP等のプログラムの有無について、きちんとした調査を行うことが必要である。
- ・全般的に見ると、ステークホルダーからの意見聴取が限定されている場合が多い。ジェトロのガイドライン上、環境社会影響地域が明白な場合には、調査者による意見聴取や情報収集の範囲を拡大すべきことが要求されているが、これも十分に実現していない。
- ・過去数年間に提出された意見書からみて、繰り返し指摘される事項が増えている。これは、意見書の内容が十分にフィードバックされていないことを示唆している。事業案件は年度毎に異なるとはいえ、意見書の内容は将来の事業実施に役立つことが好ましい。
- ・昨年の指摘と同じだが、報告書の記述方法に、内容の不統一や未整理といった問題がある。編集体制の強化が必要である。
- ・現在、ガイドラインの改定作業が進行中だが、ジェトロが行う事業に対しては、ガイドラインがきちんと適用されるための制度的仕組みが必要である。
- ・以下、H20～H23年度の意見書の主な指摘内容を整理するので、参照されたい。

(参考資料)

H20～H23年度調査報告書に対する意見書の指摘事項

意見書における主な指摘事項	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
1. 全体(全体、調査の枠組み、調査内容)				
重要な情報についての根拠・出典の明記、ホームページ情報の内容を無確認で使用。	○			○
プロジェクトのステージの相違に留意し、新JICAのスクリーニング様式を十分に活用し、環境項目に関する記述を行うべき。調査未実施の項目については、その旨明記すべき。	○			○
事業の必要性や緊急性及び妥当性についての検討の場が実施機関によつて的確に設定されるべき。	○			
事業実施のスケジュール表記方法の工夫（具体的な〇〇年ではなく、1年目から～3年目といったように）。	○			
案件発掘段階とは言えない調査が一定数みられる。本調査事業でこれを支援すること是不適切。		○	○	
適切な環境管理が行われないとマイナス影響をもたらしえる事業が含まれており、適切な検討が不足。		○		
Pre-F/Sならば当然に必要とされるはずの技術的な検討や比較、事業コストの大きかな概算と積算内容、財務経済的実行可能性の検討が割愛されている。		○		
一律に環境社会配慮調査を義務付けるのではなく、調査に濃淡を付ける。		○		
不明点については、不明である旨を明記すべき。		○		
将来に残された調査・検討課題を記述すべき。		○		
2次募集については十分な調査期間を確保すべく、募集期間を前倒しすべく、また年度を越えた調査を可能とする仕組みを検討すべき。		○		
円借款案件形成についてはJBICではなく新JICAの環境社会配慮ガイドラインを参照すべきである。また、ジェトロ環境社会配慮ガイドラインに基づいた適切な環境社会面の問題の洗い出しや対策の検討が疎かになっている。			○	
調査の枠組みと内容に関する課題として、調査期間がやや短い事業がある、報告書の記述に整合性の取れない記述がある、内容が未整理で理解困難なものがある。			○	
環境社会的側面の検討内容が技術面に特化している。				○
ジェトロGLに関する記述が一切ない。				○
限られた調査項目に対してのみ調査方法が記述されており、調査方法が調査目的に比				○

して簡単すぎており、環境社会配慮に関する提言が見られない。				
-------------------------------	--	--	--	--

2. 社会環境と人権への配慮

ミャンマーの事業については、日本政府のODA姿勢に対し、特別な配慮をすべき。	○			
事業実施サイトがほぼ確定しているものは、住民移転等の大きな影響に関して具体的な記載が必要。		○		
代替案の検討では、住民移転の可能性や補償の点からの適切な検討が必要		○		
住民の合意取得に関する相手国の法制度上の実効性や土地収用・住民移転の執行主体について明らかにすべき。住民移転の補償費用の算定方法と手続きについて、記述が望ましい。		○		
住民移転関連の記述方法として、自発的な移転への補償方法が未記載、移転対象住民の特定や合意形成等に関する公平で透明なプロセスの必要性に関する明記が欠けている。また、事前協議や適切な補償に関する具体的記述が必要。			○	
社会的弱者が少数民族に限られ、貧困層、女性、子ども、障害者等を含んでいることに、十分な配慮がない。				○
大規模な非自発的移転が予想されるのに、現地踏査がほとんどなされていない。				○
先住民のデータ収集の不足			○	○
用地取得・住民移転等の調査が衛星写真による暫定的確認に過ぎず、考察不足				○
ウェイストピッカーを含む地元の雇用確保と就労指導には、確実な取り決めが必要である				○
JICA/JBICの各GLに掲げられたチェック項目農地一つ一つ確認していくのが望ましい。				○

3. 他の選択肢との比較検討

全体として比較検討関連の記述が少ない。最低限、事業実施・非実施の比較を行い、より詳細な比較を行わない場合には、その理由を記すべき。	○			
比較検討の際には、各選択肢の正負の影響を比較に含め、調査未実施の影響については、その旨を記すことが必要。		○		
代替選択肢との比較にあたり、事業範囲の設定が不足。		○		
量的な比較に集中しており、質的な側面への影響が過小評価されている。		○		
量的な比較の場合、算定手法や前提について記述すべき。		○		
他の選択肢との比較検討が不十分（事業を実施しない場合を含めた比較検討の記述を徹底すべき、最有望地の選択の際に環境影響が比較検討されていない、選択肢の根拠を詳しく検討すべき、他の選択肢との比較検討が実施されていない、考えるる選択肢の列挙や環境社会影響の比較が十分行われていない、選択肢に明らかに実現			○	

が可能でないものが含まれている、代替案の絞込みに住民の意見等の社会的側面を反映すべき)。				
代替案分析における将来予測の根拠が不明である。				○
候補サイトや工事工法についても比較が好ましい。				○
他の選択肢との比較に統一性がなく、比較軸が恣意的である。				○
ルート選定に伴う自然保護区の場所や住民に関する現状データや情報が余り記述されていない。				○

4. 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

環境影響項目の指摘と影響範囲の検討が不足している（生態系の項目、掘削時、供用時の諸影響や対策検討、当然予想されるはずの調査の欠如、住民の生計への影響、不法占拠者が排除された場合の影響内容、物流増加による大気および騒音・振動について対策、パイプライン敷設に伴う生態系等の自然環境および現地住民の社会環境に関する検討、風力発電に関しての低周波騒音による健康被害）。		○	○	○ (多数)
石炭火力発電所事業において、大気汚染の累積的影響や地域全体への影響検討が欠けている。				○
バラスト水の排水でもあるのに、生態系の霍乱等、船舶起因の代表的な環境影響も検討されていない。				○
社会影響の範囲が限定的。または、「非自発的住民移転」、「生計手段の喪失」が配慮対象から漏れている。		○		○
影響項目ごとの記述が不十分。環境配慮の必要性だけを一般的に述べるにとどまっている。		○		○
処理水が貯水池の水と混合する場合、それが水道原水として問題がないかの検討不足、処理水放流の際に環境悪化を伴いがちな案件の検討不足。		○		
生態系への影響について、現時点で入手可能な情報をもとに影響評価を行うか、実際にサイト選定がなされる前に生態系調査の必要性を強調すべき。		○		
スコーピング時に影響なしとした項目が、モニタリング段階で調査項目に挙がっている。			○	
類似のODA事業で起きた過去の問題が教訓として記述されていない。			○	
温室効果ガスの削減について、輸送量全体がもたらす影響を踏まえていない。				○
環境チェックリストでの対象事業が一部に限られ、チェックリストでの影響が「小」と十分な根拠なく記載されている。				○
地震や津波の影響を考慮すべきである。また、自然災害を阻止する調査が未記載である。				○
電力料金の値上げを伴う事業では、現地の社会情勢で実行可能かどうか検証すべき				

である。				
プロジェクト地周辺に住む人々への影響が含まれていない。				○
当該国・地域では、大きな問題として指摘されてきた 이슈ーが調査項目の洗い出しに含まれていない。				○

5. ステークホルダーからの情報収集

想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集内容・方法を含む協議の結果を記述すべき。	○			
政府関係者のみが参加するステークホルダー協議会合など、参加者が限定されている場合には、読み手に誤解が生じないように、その旨を記載すべき。	○			
予備調査段階でのステークホルダー協議においては、住民をミスリードしないための配慮が必要。また、当該案件に関連する現地の環境社会配慮分野のNGO、コミュニティの代表や学識経験者についての活動概要に関する情報も記載に努めるべき。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には記載すべき。	○			
大規模な立ち退きなど、大規模な社会影響が予想される事業においては、当該国の法制度の説明だけでなく、実施段階における過去の困難を指摘するため、文献やインタビューから課題を抽出するべき。	○			
全般的に調査の実施内容および記述が不十分。実施機関との協議や住民の聴き取り結果などに関して、事業の進展度合いに応じたステークホルダーからの聴き取り、協議内容や参加者に関する記述を行うべき。その際、地域での利害衝突を起こさないための配慮も必要。		○		
案件形成事業の成熟度が事業によってバラつきがあることは過去2年間の諮問委員会の議論で明らかである。しかし、ステークホルダーからの情報収集の程度が必ずしも対象案件の熟度と明確に関連していない。ジェトロ環境社会配慮ガイドライン運用上の方針を明確に示すべきである。			○	
ステークホルダーの意向がほとんど記載されておらず、周辺地域住民や少数民族への対応に関する提案やヒアリング調査の提案さえも見られない。漁民等の影響を受ける可能性のあるステークホルダーからの情報収集について記述がない。また、ステークホルダーが狭く解釈され、周辺住民からの情報収集や協議がきちんとされていない。				○ (多数)

立地が明らかな場合でも、ステークホルダーへの聞き取り範囲が狭すぎ、ガイドラインに沿っていない。				○
F/S終了段階での調査なのに、ステークホルダー協議がない。				○
ステークホルダーとの協議記述が不十分、ステークホルダーに関する情報収集とそれに基づく報告書への記載を図るべき。		○		

6. プロジェクトの実施のために当該国（実施機関その他の機関）がなすべき事項

プロジェクト実施のために当該国がなすべき事項が記述されていない調査があるので、記述すべき。	○			
調査終了後に予定されるF/Sの調査期間が非常に短いなど、案件実現までのスケジュールが適切でないものがある。環境社会影響が大きいと考えられる案件については、十分な調査期間を設けることが必要。	○			
EIAの実施責務、環境管理計画の実施能力向上、今後必要とされる追加調査など、実施者の責務に関する記述を行い、過度に楽観的な見通しは避けるべき。また、ファイナンスの検討においては、JBIC等の融資機関に相談すべき。		○		

7. その他

調査実施者の専門分野を記述すべき	○			
各国の法制度のみに言及している報告書が多い。環境社会配慮に関わるenforcement（執行能力）および法制度の実施状況についても言及すべき。	○			
数万人規模の住民移転が発生しうるとの案件について、事業関連の調査が不十分。ガイドラインが求める事項について、契約段階での助言と報告書の精査段階でのチェックをより詳しく実施する体制を検討すべき。	○			
調査担当者を記載することは徹底すべき。根拠が不明確な情報や結論が盛り込まれている例もあり、文献やデータの出典等に関して記載すべき。要約が調査内容を適切に反映したものとなるように監理すべき。		○		
CO2削減などの環境改善効果についても定量分析がなされるとよい、マクロ経済状況を踏まえた債務負担能力の検証が望ましい、円高によるリスクについて触れるべき、資金調達方法の検討に改善の余地がある、物流インフラの事業ではマスタープランと個別事業・実施機関の関係を確認しておくことが望ましい。			○	
H22も幅広い分野で熟度の違うプロジェクトが取り上げられていた。熟度の違いに対応するためのガイドラインの運用の改善が今後の課題であることは共通の認識になりつつある。また、個別の指摘の中には過去の諮問委員会で取り上げられた課題も含まれている。ジェトロは、今後こうした事項に対し、ガイドラインの趣旨を踏まえ、契約段階・現地調査実施段階での助言や報告書の精査段階において適切な指			○	

導を行うとともに、制度改善自体が必要な場合には、経済産業省と積極的に協議することが望まれる。				
要約と本文に異なる記述がある。				○
ホームページからの情報について、内容確認せずに、掲載するのは問題。				○
自然環境影響の調査内容が8年前の既存調査に依存しており、現地踏査が不十分である。また、利用しているデータが古い。				○ (多数)
調査範囲が事業対象の空港に限られており、周辺地域の環境保全等や空港へのアプローチの視点がない。				○
相手国実施機関についての組織体制の内容が簡易すぎる。				○
資金調達計画について、正確に記述すべきである。				○
プロジェクトファイナンスを期待するものの、財務・経済性分析で収入面がまったく考慮されていないのは問題。				○

平成23、24年度(2011、2012年度)案件形成等調査事業報告書審査担当および配布希望資料について

・平成23年度円借款案件形成等調査(補正)

案 件 名	実施法人名	合計	塩田	原科	村山	柳	松本	満田	高梨	宮崎	加藤
1. インドネシア・ジャカルタ～バンドン間高速鉄道導入検討調査	八千代エンジニアリング株式会社等2社										
2. カンボジア・プノンペン近郊におけるスマートグリッド構築に関する調査	伊藤忠商事株式会社										
3. パナマ・パナマシティ3号線事業化調査	日本工営株式会社等4社										
4. ミャンマー・ヤンゴン市上下水道改善基礎調査	東洋エンジニアリング株式会社										
5. ミャンマー・ヤンゴン地区変電設備等リハビリ事業調査	株式会社オリエントタルコンサルタンツ等2社										
6. モロッコ・リン鉱石鉄道輸送力増強に関する調査	パシフィックコンサルタンツ株式会社等3社										

・平成23年度民活インフラ案件形成等調査(補正)

案 件 名	実施法人名	合計	塩田	原科	村山	柳	松本	満田	高梨	宮崎	加藤
1. インドネシア・ジャカルタへのETC導入可能性調査	株式会社野村総合研究所等4社										
2. インドネシア・ジャカルタ近郊都市開発スマートコミュニティ調査	日本工営株式会社等6社										
3. カンボジア・プノンペン環境共生スマートコミュニティ導入調査	八千代エンジニアリング株式会社等2社										
4. マレーシア・廃棄物発電・熱供給事業に関する事業化調査	日揮株式会社等3社										

・平成24年度円借款案件形成等調査

案 件 名	実施法人名	合計	塩田	原科	村山	柳	松本	満田	高梨	宮崎	加藤
1. インドネシア・シーレーンにおける安全監視設備整備事業調査	日本無線株式会社等2社										
2. インドネシア・ムシ川横断橋建設計画調査	三井共同建設コンサルタント株式会社等3社										
3. フィリピン・マニラ都心部におけるモノレール導入可能性検討調査	株式会社オリエントタルコンサルタンツ等3社										
4. ミャンマー・エーヤワディ河下流横断鉄道・道路改良計画調査	JFEエンジニアリング株式会社等5社										

・平成24年度民活インフラ案件形成等調査

案 件 名	実施法人名	合計	塩田	原科	村山	柳	松本	満田	高梨	宮崎	加藤
1. インドネシア・ジャカルタMRTLバックブルス駅前開発事業調査	日本工営株式会社										
2. インドネシア・第2ジャカルターチカンベック高速道路事業化調査	株式会社オリエントタルコンサルタンツ等4社										
3. インドネシア・東ヌサテンガラ州地熱発電事業化調査	日本工営株式会社等5社										
4. カンボジア・輸入炭火力発電プロジェクト導入可能性調査	電源開発株式会社等3社										
5. タイ・バンコク臨空型スマートコミュニティ開発計画調査	パシフィックコンサルタンツ株式会社等6社										
6. フィリピン・南アグサン州ワワ川小水力発電事業調査	株式会社長大等2社										
7. ブラジル・クリチバ市広域圏での現地適応型廃棄物処理事業調査	日本造船株式会社等2社										
8. ベトナム・ハロンハイフォン道路Bach Dang橋整備調査	株式会社エスイー等3社										
9. ベトナム・ピンズオン省における産業廃棄物処理・発電事業化調査	八千代エンジニアリング株式会社等5社										
10. モザンビーク・天然ガス利用メタノール製造案件調査	丸紅株式会社										
11. モンゴル・ウランバートル新国際空港アクセス道路整備計画調査	パシフィックコンサルタンツ株式会社等5社										

第13回諮問委員会にて確認予定

作成日:2013年〇月〇日

委員名:〇 〇 〇 〇

案件名:〇〇〇〇

1. 全体所感
2. 社会環境と人権への配慮
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
4. 他の選択肢との比較検討
5. ステークホルダーからの情報収集
6. その他

※執筆数量に応じて各項目の行数を増やしてご記入ください。表の編集は事務局でおこないます。

2011年度ジェトロ実施事業に関する意見書

ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

ジェトロ環境社会配慮ガイドラインの実施状況について、以下の意見を提出し、今後の適切な対応を求めます。

I. 貿易投資促進事業について

本事業に対する環境社会配慮は、現在のところ、ガイドラインに記載されている項目で基本的に対応できているものと考えられるが、以下の留意点が必要である。

途上国に進出する際、現地の作業員の健康管理には十分注意する必要がある。一例を挙げれば、液晶に用いるインジウム化合物の電極の製造・組み立ての際に、インジウム粉末の吸引が悪質な肺炎につながるということが知られている。

II. 案件形成事業について

1. 全体

1) 対象事業について

前年度同様、既に何らかの環境社会調査が実施され、案件発掘段階とは言にくい事業が少なくない。そのことが、JICA との役割分担の不明確につながっているのではないかと指摘もある。また、JICA 調査との連携においても効率的な実施に向け工夫が求められる。この点についてはジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定作業の中で十分議論をし、場合によっては経済産業省にも理解を求めた上で、より実効性のあるガイドラインとしていく必要がある。具体的には以下のようコメントがなされた。

- ① すでに JICA が融資審査に入っていた事業が含まれており、案件形成段階とは言えないものがあつた。更に、その事業は JICA の協力準備調査が実施されずに融資審査を行った案件であり、案件形成調査が実質的に JICA 調査の代替となっている点に留意すべきである。
- ② 同時期に JICA の調査が実施されており、時期を調整し、例えば JICA 調査の結果を踏まえて現地調査を実施した方が効率的であつたと思われる。

2) 参照するガイドラインについて

前年度は、JBIC と JICA のどちらの環境社会配慮ガイドラインのチェックリストを参照すべきかで議論があつたが、本年度はジェトロ環境社会配慮ガイドラインに関する記述が各調査報告書の中にないことが指摘されている。実質的にはジェトロ環境社会配慮ガイドラインが参照されているのであれば、そのことを報告書に反映するなど、何らかの対応が必要である。

- ① JICA、JBIC、ジェトロのいずれの環境社会配慮ガイドラインにも触れていない

め、環境社会的側面の検討内容が技術面に特化している。

② ジェトロガイドラインについての記述が一切ない。

3) 調査の枠組みと内容について

調査方法、報告書の内容、報告書の記述方法等について、以下のような課題が指摘された。

- ① ホームページからの情報について、内容を確認せずに掲載するのは問題である
- ② 調査に基づく環境社会配慮に関する提言が記載されていない。
- ③ 調査方法が調査目的と比べて簡易すぎる。
- ④ 限られた調査項目についてしか調査方法が述べられていない。
- ⑤ 環境社会配慮ガイドラインに沿った影響確認は、事業による改善効果と分けて、より客観的な視点で行うことが望ましい。
- ⑥ 要約と本文で異なる記述がある場合、その理由を示す必要がある。
- ⑦ 影響が軽微だとするならば、その根拠を示すべきである。
- ⑧ 現地の環境社会配慮法規や手続き、関係省庁の役割に関する調査が複数のプロジェクトで重複しており、こうした共通事項は国別に取りまとめて事前に調査団に配布して共有することが望ましい。
- ⑨ JICA ガイドラインに基づいたチェックリストに「整合する予定」「対策を取る予定」と書くのは不適切である。影響の有無と調査の必要性を明記すべきである。

2. 社会環境と人権への配慮

先住民族、社会的弱者、住民移転、生計手段の喪失等について、当該国の社会的・制度的条件や事業実施地域の実情に鑑み、以下のような指摘がなされた。

- 1) 一部のルートでは先住民のデータが収集されていなかった。
- 2) カテゴリーC相当の案件でも、国によってはたとえ小規模でも土地収用が大きな問題となるので十分留意が必要である。
- 3) 用地取得・住民移転等による影響が、衛星写真による暫定的な確認に留まっているのは考察不足である。
- 4) 「社会的弱者」が少数民族に限られ、貧困層、女性、子ども、障がい者などを含んでいることに十分配慮がされていない。
- 5) 大規模な非自発的住民移転が予想されるのに、現地踏査がほとんど実施されていない。
- 6) ウェイストピッカーを含む地元の雇用確保と就労指導には確実な取り組みが求められる。地元住民の中には政府を信用していない者もいることがステークホルダー協議でわかっており、相互信頼に基づく取り組みが重要である。
- 7) JICA/JBIC の環境社会配慮ガイドラインに掲げられたチェック項目のうち必要なものを1つ1つ確認していくのが望ましい。10年前の調査結果を引用している項目があったが、改めて調査してもよかった。
- 8) 工事中のトラブル関係や住民等からの苦情関連の予算措置がなされていない。予備費で対応するのは困難なことが多く、別途予算計上しておくのが望ましい。

3. 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲について

環境社会配慮項目、環境社会影響の範囲、更に調査結果の評価やその記述の適切さに関して、以下のような課題が指摘された。

- 1) 温室効果ガス削減についてはモーダルシフトによるプラスの側面のみ考慮しており、輸送量全体の増加による影響をふまえていない。
- 2) 十分な根拠なく環境チェックリストで影響を「小」としている。
- 3) 環境チェックリストが事業の一部についてしか作られていない。
- 4) 地震や津波の影響や対策を考慮すべきである。
- 5) 自然環境への影響が8年前の既存調査報告書に基づいており、現地踏査・検証が十分とは言えない。
- 6) 自然災害を阻止する調査が記載されていない。
- 7) 社会環境と生態系に関しては、影響の可能性を推察するに留まっている。
- 8) 「非自発的住民移転」として「生計手段の喪失」が配慮対象から漏れていると考えられる。
- 9) 調査範囲が事業の中心となる空港に留まっており、周辺地域の環境保全等や空港へのアプローチについて言及がない。
- 10) JBIC 環境社会配慮ガイドラインのチェックリストの項目全てを取り上げる必要はないとしても当該事業に伴う影響の可能性の観点から「生態系及び生物相」や「労働環境」についても確認することが望ましい。
- 11) 当該石炭火力発電所事業が大気汚染によってこれまでに引き起こしてきた健康被害を鑑みると、累積的影響や地域全体への影響を含めるべきである。
- 12) バラスト水の排水による生態系の攪乱等、船舶起因の環境影響を検討する必要がある。
- 13) 環境社会配慮の必要性に触れているだけで、適切かどうかの確認は十分検討されているとは言えない。
- 14) 用地取得や住民移転に関しては予期せぬ権利者の出現や補償・移転手続きの遅延等の可能性も留意しておくことが望ましい。
- 15) 有名な川イルカに関する記述はあるが、自給用に捕獲している魚種（特に回遊魚）への影響が考慮されていない。
- 16) 途上国の農村部では多様な生計手段を持っているので、職業を調査する際に副業の実態を把握すべきである。
- 17) 当該国・地域で大きな問題として指摘されている 이슈が調査項目の洗い出しに含まれていない。
- 18) プロジェクト地周辺に住む人々への影響が含まれていない。

4. 他の選択肢との比較検討

他の選択肢との比較検討が不十分との指摘が少なからぬ事業に対してあった。重複するものもあるが、以下に指摘を列挙する。

- 1) 代替案分析における将来予測の根拠が不明である。

- 2) 候補サイトや工事工法による比較も行われることが望ましい。
- 3) 現地当局による計画を検討対象にしているだけなので、代替案との比較検討は実施したとは言えない。
- 4) 廃棄物施設の代替案が技術的組み合わせとの比較に終始しているのは課題である。
- 5) ルート選定に伴う自然保護区のロケーションや住民に関する現状データや情報があまり記述されていない。
- 6) 他の選択肢との比較に統一性がなく、比較軸が恣意的と考えられる。

5. ステークホルダーからの情報収集

本年度はステークホルダーからの情報収集や協議の実施について多くの委員から指摘が出されている。2013 年度中に実施されるジェットロ環境社会配慮ガイドラインの改定においては、ステークホルダーからの情報収集に関連して過去 3 年間諮問委員会が出された指摘を十分踏まえた抜本的な改善が必要である。具体的なコメントは以下の通りである。

- 1) ステークホルダーの意向はほとんど記載されず、周辺地域住民や少数民族の対応について提案がなされていない。
- 2) 立地が明確な場合でも、ステークホルダーへの聞き取りの範囲が狭過ぎ、ガイドラインに沿っているとは言えない案件がある。
- 3) F/S 終了段階での調査なのにステークホルダー協議がない。
- 4) ステークホルダーに関する記述がない。
- 5) 対象地域の先住民族の意向について聴取する提案をすべきである。
- 6) 事業と利害関係がある不特定多数の人たち（特に近隣住民）の意向に関して記載がない。
- 7) ステークホルダーを狭く解釈している。
- 8) ステークホルダー協議や住民からの意見聴取は実施されていない。ガイドラインチェック項目にあるように反対運動が起きる可能性もあるので住民との合意形成等を適切に進める必要がある。
- 9) 政府機関や企業等とは会談しているが、影響を受けるかもしれない漁民等ステークホルダーからの情報収集については記述がない。
- 10) 中央・地方の政府機関等とは協議している一方、たとえ住民への影響が少なくとも住民の意見は聞いた方がよい。
- 11) 政府機関等とはよく協議されているが、用地取得等を円滑にするためにも住民等に説明し了解を得ることが重要である。
- 12) 非自発的住民移転や周辺住民の生活への多大な影響の可能性があるにもかかわらず、ステークホルダーに係る具体的な記述がない。
- 13) プロジェクト実施を阻むリスクに「周辺住民を含む環境・社会対応」を挙げているにもかかわらず周辺住民からの情報収集や協議が行われていない。

6. その他

環境社会配慮と直接関わらない部分もあるが、事業実施に向けて極めて重要な指摘

であり、調査報告書をレビューした結果として、以下のような意見があったことを記しておく。

- 1) 財務・経済的実行可能性の検討の中で環境保護に必要な費用について記されていない。
- 2) 相手国実施機関の組織体制の内容が簡易すぎる。
- 3) 利用しているデータがやや古く判断が難しい。
- 4) プロジェクトファイナンスを期待するのであれば、財務・経済性分析において、収入面の考察が皆無なのは問題である。
- 5) 資金調達計画に関して、根拠のない融資条件の憶測や誤記等があり、検討は極めて不十分かつ不適切。
- 6) 現地政府がなすべき深刻な課題について、今後の取り組みに繋がるような説明が調査報告書に盛り込まれればなお良い。
- 7) 電力セクターの需給バランスの問題を指摘している一方で、需給の詳細な現状分析や深刻な電力不足の実態が記述されていない。
- 8) 報告書の記述に沿えば相当な電力料金の値上げを伴う事業であり、現地の社会情勢で実行可能かどうかの検証が必要である。

本年度の意見書で特徴的なことは、第一に案件形成調査事業においてジェットロ環境社会配慮ガイドラインが明示的には参照されていないことへの危惧が委員から示されたこと、第二にステークホルダーからの情報収集や住民との協議に関わる指摘が多かったことである。案件形成調査事業の契約形態が変更されたことに起因する部分があるとはいえ、いずれもジェットロ環境社会配慮ガイドラインの実効性を危うくしかねない課題である。したがって、ジェットロに対して、ここに挙げた意見を踏まえて調査項目・調査実施体制・報告書の内容等の確認において、環境社会配慮ガイドライン適用の一層の徹底を求めるとともに、併せて経済産業省及び案件を採択する委員会に伝え、案件形成調査の募集要項や案件採択、実際の調査に適切に反映されるよう働きかけることを望む。

また、すでにジェットロ環境社会配慮ガイドラインの改定作業が始まっており、本年度の意見書で指摘した課題は、過去の意見書と合わせて改定に反映されるべきである。現行のジェットロ環境社会配慮ガイドライン制定時にジェットロ側から示された「事業の初期段階での案件発掘」という案件形成調査事業の前提は、全ての事業に当てはまるわけではないことは明らかであり、特にステークホルダーからの情報収集や協議の点で、現行のガイドラインの規定や適用は十分とは言えない。

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定プロセスにおいては、こうした点を十分考慮し、より効果的で実効性のあるガイドラインとすることを求めるものである。

以 上

(参考)

2011 年度（平成 23 年度）案件形成調査事業一覧

円借款案件形成等調査

案 件 名
1. インド・ムンバイ地下鉄 3 号線建設計画調査
2. インドネシア・ジャワ島地域専門医療サービス整備調査
3. インドネシア・スンダ海峡大橋・地域開発計画調査
4. フィリピン・ダルトンパスバイパス道路事業調査
5. ベトナム・ニンビン～バイヴォット高速道路建設事業調査
6. ベトナム・船舶航行監視・安全管理能力強化網整備事業調査
7. マケドニア・ピトラ市環境改善事業計画調査
8. フィリピン・マニラに於けるデジタルインフラ整備事業調査
9. ベトナム・洋上大型国家石油備蓄（戦略的）設備整備事業調査

民活インフラ案件形成等調査

案 件 名
1. インド・バンガロール～チェンナイ高速道路建設事業調査
2. インドネシア・ジャカルタスカルノハッタ国際空港拡張事業調査
3. インドネシア・ジャカルタ次世代道路交通情報システム事業調査
4. インドネシア・ジャカルタ特別州廃棄物 BOT 事業実施可能性調査
5. インドネシア・東ジャワ州マラン市及び周辺地域での統合型廃棄物発電事業調査
6. タイ・マエモ石炭ガス化・電力事業調査
7. フィリピン・セブコンテナ新港及び既存港再開発事業調査
8. マレーシア・太陽光発電事業調査
9. 南アフリカ共和国・ヨハネスブルク～ダーバン間高速鉄道調査
10. インドネシア・電力輸出によるアセアン電力最適化事業調査
11. インドネシア・チカラン複合都市新交通システム導入計画調査
12. エルサルバドル・太陽熱・地熱熱水統合発電に係る案件形成調査
13. カンボジア・メコン川上流西岸地域農業・物流インフラ整備事業調査
14. モザンビーク・肥料生産事業調査